

(質問第四十九号) 昭和二十二年八月二十九日配付

一般農政に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年八月二十八日

駒井 藤 平

参議院議長 松 平 恒 雄 殿

一般農政に關する質問主意書

1. 本年の未曾有の旱害に対し予而懸案に拘る吉野川分水工事を即時決行するや否や

河川地下水等に恵まれざる奈良縣農民にとつては旱害対策は最大の悩であり然して本件は予而の懸案に拘るものにして此の際即時決行の要がある。

2. 旱害地に対する供出米の割当方法を如何に決定するか

農民の犠牲に拘る旱害対策費を國家補償の道なきや

最も旱害の激甚なる地帯に於ては既に反当り一万円有余の支出をなし日夜不眠不休の活躍を続け居る農民もすくなくないが僅少なる奈良縣の旱害対策費並に農業保險施設等にては到底明年度の再生産を計れざるのみならず自己の食糧すら賄い得ざる実情にあり農民の天職よりして其の勞苦はいとわざるも食糧事情の重大性に鑑み宜敷く通常勞賃以外の諸経費は國家の特別支弁を懇請するものなり。

3. 養蚕業の現状並將來の見透しは芳しくなく生産者の増産意慾をそいでゐる実情にして政府の積極的なる対策が要望されるが如何